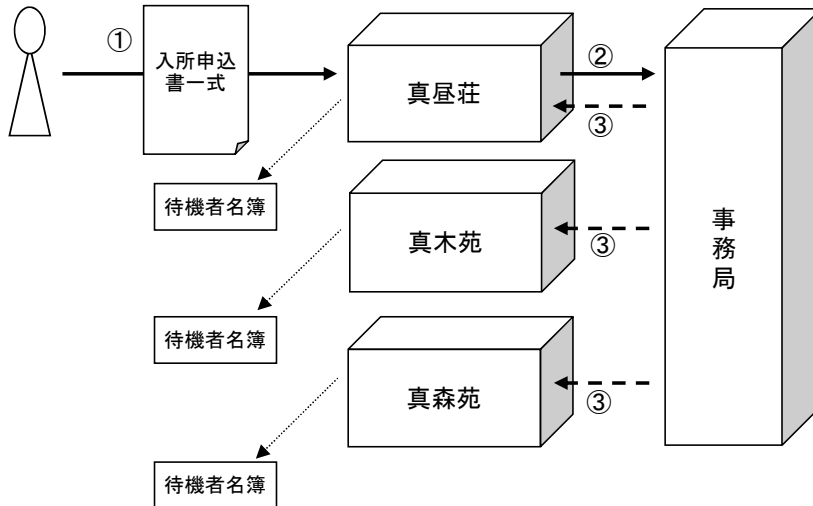


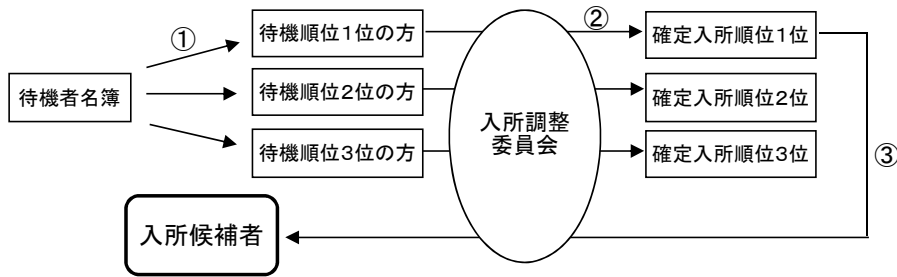
I 入所申込み ～ 待機順位の決定

例 大仙美郷介護福祉組合の運営施設全てに一括して入所申込みしたい場合



- ① 入所申込書一式をいずれかの施設に提出します。
(要介護1又は2の方は「特例入所要件申出書」を添付してもらいます。)
- ② 受理された入所申込書は、事務局へ集約されます。
- ③ 評価基準に従って点数化され、決定された待機順位が全ての施設に適用されます。
- ④ 待機順位の上位から順に、待機者名簿が作成されます。

Ⅱ 入所順位の確定 ～ 入所候補者の決定



委員構成(6名)

- ・所長
- ・生活相談員
- ・看護職員
- ・介護職員
- ・介護支援専門員
- ・第三者(職員以外の者で、識見を有する者)

- ① 待機者名簿から、上位数名の方について、入所調整委員会で協議します。
- ② 入所調整委員会で、待機者名簿の順位どおりに、確定入所順位を決めます。
- ③ 入所調整委員会で、確定入所順位1位の方を入所候補者と決定します。

要介護1又は2の方は次のとおり特列入所要件の該当、非該当の判断が必要となります。

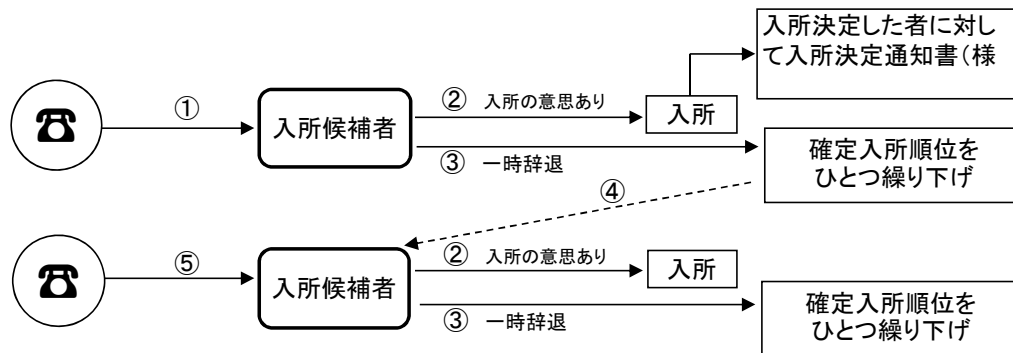
- (注) 要介護1又は2の方が、上位になった場合
- 平成27年4月1日以前に申し込みをしていた方
 - 1 「特列入所要件申出書」を担当ケアマネより提出してもらう。
 - 2 所長は、特列入所要件に該当するか判断を行う。
 - 3 該当すると判断した場合は、その方の保険者に意見を求める。
 - 4 保険者の意見を踏まえて、入所候補者に決定する。
 - 平成27年4月1日以降に申し込みをした方
 - 上記2～4のとおりに

ただし、入所調整委員会では、次のいずれかに該当する場合は、確定入所順位2位以下の方を入所候補者に決定する場合があります。

- ★ 確定入所順位1位の入所待機者が経管栄養摂取者であって、当該入所待機者が入所した場合、特別養護老人ホームに占める経管栄養摂取者の割合が、入所定員の2割を超えることとなる場合
- ★ 確定入所順位1位の入所待機者が要介護度3以下の者であって、当該入所待機者が入所した場合、特別養護老人ホームに占める要介護度4以上の者の割合が、入所定員の6割5分に満たないこととなる場合
- ★ 多床室居室に入所する場合で、当該居室における既入所者の性別と確定入所順位1位の入所待機者の性別が異なり、同室に入所することが適当でないと認められる場合
- ★ 確定入所順位1位の入所待機者が常時の医療行為を必要とする者であって、当該入所待機者が入所した場合、必要な医療行為を受けることができなくなると認められる場合
- ★ 確定入所順位1位の入所待機者が極めて頻繁に医療機関の受診を必要とする者であって、当該入所待機者が入所した場合、必要な医療機関の受診をさせることができなくなると認められる場合
- ★ 確定入所順位1位の入所待機者が精神疾患、認知症等により著しい行動異常がある者であって当該入所待機者が入所した場合、暴力、乱暴な言動等により他の入所者に迷惑を及ぼすことが明らかに予見される場合
- ★ 確定入所順位1位の入所待機者が短期入所生活介護事業所又はデイサービスセンター（組合が設置するものに限る。）に対して、利用料を滞納している者であって、次条第5項に規定する入所決定通知書の施行日の前日までに当該滞納額の全額を支払う見込みがない場合

※ 入所決定通知書に記載されている入所年月日が入所決定通知書の施行日となります。

Ⅲ 入所者の決定



- ① 入所の意思を確認します。
- ② 入所の意思があれば、入所となります。(入所決定通知書を送付する。)
- ③ 一時辞退の申し出があったときは、確定入所順位をひとつ繰り下げます。
- ④ 確定入所順位2位だった方が1位に繰り上げられます。
この場合にあっても、Ⅱ-③と同様に、委員会の合議で、入所候補者を決定します。
- ⑤ 確定入所順位1位に繰り上げられた入所候補者の方に、入所の意思を確認します。
(以下、一時辞退の際の取り扱いは、同様です。)

※ 2回辞退の申し出があり入所待機者名簿より削除する場合又は、申込者等より入所申込を取り下げる旨の申し出があり削除する場合は、入所待機者名簿削除決定通知書(様式第7号)を送付することとする。
ただし、死亡による削除の場合は通知書を省略できることとする。